

公園使用等に関する取扱事項

管理対象区域においての下記行為等については、市への申請手続きが必要となるため、申請者より内容（日時、場所等）を受け付け、谷津バラ園等管理運営上の支障の有無等に関し、公園緑地課へ連絡すること。

また、谷津バラ園等の管理運営における支障が無いと判断される申請の際は、申請手続きを公園緑地課で行うよう案内すること。

なお、支障が有る場合については、市と協議し、申請者に回答することとする。

【申請手続きが必要な行為等について】

1. 公園内行為（習志野市都市公園設置及び管理に関する条例第3条）

- （1）行商、募金その他これらに類する行為をすること
- （2）業として写真または映画を撮影すること
- （3）興行を行うこと
- （4）競技会、展示会その他これらに類する催しのため都市公園の全部または一部を独占して利用すること

2. 公園施設の設置及び管理（都市公園法第5条）

3. 公園の占用（都市公園法第6条及び第7条）

- （1）電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- （2）水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- （3）通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- （4）郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- （5）非常災害に際し災害にかかった者を收容するため設けられる仮設工作物
- （6）競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- （7）その他政令で定める工作物その他の物件又は施設

※習志野市都市公園設置及び管理に関する条例第5条に掲げる禁止事項

- （1）都市公園を損傷し、又は汚損すること
- （2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること
- （3）土地の形質を変更すること
- （4）鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること
- （5）はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること
- （6）市長が指定した立入禁止区域に立ち入ること
- （7）市長が指定した場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと
- （8）前各号に掲げるもののほか、都市公園の公衆の利用を妨げる行為をすること